平成29年度田川市認知症カフェ事業業務委託仕様書

1 事業名

平成29年度田川市認知症カフェ事業業務委託

2 目的

本事業は、認知症の人及びその家族、地域住民、認知症に関わる専門職等の誰もが参加でき集うことができる場所(以下「認知症カフェ」という。)を提供することにより、認知症になっても住み慣れた地域で安心して生活が送れる環境を整備し、認知症の人及び家族の介護負担の軽減を図るとともに、認知症に対する正しい知識の普及啓発を行い、認知症の人やその家族を支える地域づくりを推進することを目的とする。

3 業務内容

- (1) 認知症カフェを設置及び運営すること。
- (2) 認知症の人及びその家族、地域住民、専門職等が気軽に集える場所を提供すること。
- (3) 認知症の人及びその家族への相談支援に関すること。
- (4) 利用者の交流や情報交換に関すること。
- (5) 認知症に対する正しい知識の関する普及啓発に関すること。
- (6) その他、認知症の方等に対する支援に関し必要なこと。
- ※ 交流、相談、見守り等のプログラムの企画実施に当たっては、田川市地域包括支援 センターと連携を図ることとする。また、介護サービス事業所等及び地域の関係者等 と連携を図り、地域に開かれた場になるように努めること。

4 運営方法

- (1) 認知症カフェは月1回2時間以上開催すること。
- (2) 認知症サポーターなどのボランティアを積極的に受け入れ、活用すること。
- (3) 相談対応時は相談者のプライバシーに配慮して対応すること。
- (4) 認知症カフェの利用料金は、原則無料とする。ただし、利用者飲食費等の費用を実費相当額として、利用者から徴収する。
- (5) 茶菓を提供する場合には、食中毒や異物混入などの事故が発生することがないよう、 保管方法や手洗い等の衛生に十分留意しなければならない。
- (6) 運営時に事故や災害が発生した時は、速やかに適切な処置を行うとともに、市長に 報告しなければならない。
- (7) 飲食の提供等については、関係法令等を遵守すること。

5 実施場所

市民が集いやすい安全かつ10名以上の参加が可能である施設で行うこと。

6 人材の確保

認知症カフェ開催時には、専門職を1名配置しなければならない。なお、専門職とは、保健師、看護師、社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、作業療法士、キャラバンメイト等のことを指し、認知症に関する相談支援を行い、必要時には田川市地域包括支援センターと連携して対応するものとする。

7 名称

認知症カフェの名称は、受託者が定めるものとする。ただし、地域の理解を得られる ものとすること。

8 委託料

(1) この事業の対象となる経費は下表のとおりとし、委託料は50,000円(消費税 及び地方消費税を含む。)を上限とし、提出された認定申請書の金額の範囲内とする。

【対象となる経費】

	経費名	内容
1	人件費	業務に直接関与する者の作業時間に応じて支払われる経費
2	謝金	研修会等の講師への謝金等
3	旅費	事業実施に伴う交通機関の運賃、宿泊費、駐車料金等
4		1品の取得価格(消費税及び地方消費税を除く。)が1万円以下の事
		務用品等の物品購入費(文具等の消耗品購入代、パンフレット等の印
		刷製本費)
5	食糧費	研修会等に伴うお茶代、食材料費等(酒類代、外食代、弁当代等を除
		<)
6	役務費	切手代、葉書代、通信料、広告料、各種手数料、各種保険料等
7	使用料及び賃借料	カフェ設置のための会場の賃借料又は使用料、機材の借り上げ料等

- (2) 委託料は、受託者から提出された完了報告書(様式第5号)により履行確認後、支払うものとする。ただし、履行確認前に支払わなければ事業の目的を達成することが 困難な場合に限り、前金払ができるものとする。
- (3) 受託者からの請求書(様式第8号)により、請求日から30日以内に支払うものとする。

10 委託料の返還

市長は、受諾者が次に掲げる各号のいずれかに該当すると認めた時は、受託者に対し、委託料の全部又は一部を取消し、前払いした委託料の全部又は一部を返還させることができるものとする。

- ア 虚偽の申請又は報告をしたとき。
- イ 事業計画の全部又は一部を行わなかったとき。
- ウ 本事業以外に委託料を使用したとき。

11 完了報告等

- (1) 受託者は、事業効果や結果について、市が報告を求めた際は業務報告を行うものとする。
- (2) 受託者は、事業完了後速やかに次の書類を市長に提出し、事業の完了を報告しなければならない。
 - ア 田川市認知症カフェ運営事業完了報告書(様式第5号)
 - イ 田川市認知症カフェ運営事業実績報告書(様式第6号)
 - ウ 田川市認知症カフェ運営事業収支決算書(様式第7号)
 - エ 実施事業の詳細が分かる資料(実施事業の写真、パンフレット等)
 - オ その他市長が必要と認める書類

12 委託期間

契約締結日から平成30年3月31日まで

13 個人情報の保護

受託者及び事業に従事する者は、事業の実施に当たり個人情報保護法の規定等を踏まえ、参加者の個人情報並びにプライバシーの尊重及び保護に万全を期するものとし、正当な理由なく、その業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

14 公平及び中立性

受託者は事業を実施するに当たり、正当な理由なく特定の事業者、団体及び個人を 有利に扱うことがないように十分に配慮する。

15 協議

受託者は、この仕様書に規定するもののほか、業務の内容及び処理について、疑義が生じた場合は、市と協議し決定する。

16 その他

受託者は市の要請があったときは会議、研修等に出席すること。